

平成26年第1回羅臼町議会定例会（第3号）

平成26年3月14日（金曜日）午前10時開議

○議事日程

- 日程第 1 予算審査特別委員会付託議案審査結果報告
- 日程第 2 議案第13号 羅臼町医療技術者修学資金条例の一部を改正する条例制定
について
- 日程第 3 議案第14号 羅臼町不法投棄防止条例制定について
- 日程第 4 議案第15号 羅臼町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定
について
- 日程第 5 議案第17号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第 6 議案第18号 標津町羅臼町障害程度区分認定審査会規約の一部変更に関
する協議について
- 日程第 7 発議第 1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意
見書
- 日程第 8 発議第 2号 将来にわたり医療提供体制を守ることを求める意見書
- 日程第 9 発議第 3号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書
- 日程第10 各委員会閉会中の所管事務調査の件
- 追加日程第1 議案第20号 平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○出席議員（10名）

議 長	10番	村 山 修 一 君	副議長	9番	松 原 臣 君
	1番	湊 屋 稔 君		2番	田 中 良 君
	3番	高 島 讓 二 君		4番	高 村 和 史 君
	5番	小 野 哲 也 君		6番	坂 本 志 郎 君
	7番	鹿 又 政 義 君		8番	佐 藤 晶 君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町 長	脇 紀美夫 君	副 町 長	鈴 木 日出男 君
教 育 長	池 田 栄 寿 君	監 査 委 員	浦 崎 頼 男 君
教 育 委 員 長	石 川 勝 君	企 画 振 興 課 長	久 保 田 誠 君

総務課長	太田洋二君	税務財政課長	高橋力也君
税務財政課参事	櫻井房雄君	環境生活課長	五十嵐勝彦君
保健福祉課長	対馬憲仁君	保健福祉課長補佐	洲崎久代君
地域包括支援センター課長	斉藤健治君	水産商工観光課長	川端達也君
水産商工観光課長補佐	堺昇司君	水産商工観光課長補佐	田澤道広君
建設水道課長	北澤正志君	学務課長	中田靖君
社会教育課長	石田順一君	会計管理者	野理幸文君

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長 寺澤哲也君 次 長 丸山晃君

午前10時00分 開議

◎開 議 宣 告

○議長（村山修一君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 予算審査特別委員会付託議案審査結果報告

○議長（村山修一君） 日程第1 予算審査特別委員会に付託をいたしました、10日の一括上程に係る議案第6号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第12号職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの7件の審査結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長鹿又政義君。

○7番（鹿又政義君） 予算審査特別委員会委員長報告。

予算審査特別委員会の審査経過と結果を報告いたします。

予算審査特別委員会に付託されました、議案第6号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第12号職員の給与の特例に関する条例制定についてまでの7件の審査結果につきまして、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、委員会審査結果報告書を議長に提出しております。

審査結果について報告をいたします。

本委員会は、3月10日の本会議において、議員全員による予算審査特別委員会として設置され、平成26年度一般会計予算外6件について、3月11日、12日及び13日の3日間にわたって、慎重かつ熱心に審査を行いました。

その結果、平成26年度目梨郡羅臼町一般会計予算及び各特別会計予算、企業会計予算並びに関連する条例につきまして、出席委員の全員一致により原案のとおり可決、決定いたしました。

以上、本委員会に付託されました議案の審査経過と結果を申し上げ、委員長の報告といたします。

以上であります。

○議長（村山修一君） 委員長の報告が終わりました。この委員会は議員全員で構成する委員会ですので、質疑については省略をいたします。

これから、議案第6号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第12号職員の

給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの7件について、一括して採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第6号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第12号職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの7件は、委員長報告のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第1 議案第6号平成26年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第12号職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についてまでの7件は、委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第13号 羅臼町医療技術者修学資金条例の一部を改正する
条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第2 議案第13号羅臼町医療技術者修学資金条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 議案の64ページをお願いします。議案第13号羅臼町医療技術者修学資金条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町医療技術者修学資金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

65ページをお願いいたします。

羅臼町医療技術者修学資金条例の一部を改正する条例。

羅臼町医療技術者修学資金条例の一部を次のように改正する。

改正の趣旨でございますが、医療技術者修学資金の貸付対象者に管理栄養士を追加するものでございます。

管理栄養士は、病院や診療所で病気の治療、再発防止、合併症予防を目指し、患者の食事や栄養の管理、栄養食事指導を行います。また、平成24年度診療報酬改正におきまして、有床診療所の栄養管理体制では管理栄養士が1名以上配置されることが要件となるなど、医療の分野では医療における栄養の専門家としての高度な知識や技術が求められています。このことから、知床らうす国民健康保険診療所におきましても管理栄養士の配置を検討しているところであり、当町といたしましては、医療技術者修学資金の貸付対象者に管理栄養士を追加することにより、管理栄養士の確保を図るための側面的な支援を行うものでございます。

改正条文でございます。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。
第3号、栄養士法に基づく管理栄養士の養成機関に修学する者で、その課程を終えて3年以上町の公的医療機関に勤務しようとする者。

第3条中「保健師、助産師及び看護師」を「保健師、助産師、看護師及び管理栄養士」に改める。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑終わります。

これから、議案第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第13号羅臼町医療技術者修学資金条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第2 議案第13号羅臼町医療技術者修学資金条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第14号 羅臼町不法投棄防止条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第3 議案第14号羅臼町不法投棄防止条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

環境生活課長。

○環境生活課長（五十嵐勝彦君） 議案の66ページをお開き願います。議案第14号羅臼町不法投棄防止条例制定について。

羅臼町不法投棄防止条例を別紙のとおり制定する。

67ページをお開き願います。

ここで、このたびの条例制定の趣旨について御説明いたします。

ごみの不法投棄に対して、町、町民、滞在者、事業者等が一体となって、羅臼町の大切な自然や生活環境を守り、後世に残し、伝えるきっかけとなることを願って条例制定するものでございます。

羅臼町不法投棄防止条例。

第1条は、目的でございます。

この条例は、町内において環境美化に対する町民の意識啓発を行い、環境の破壊及びご

みの散乱の原因となる不法投棄の防止に関し必要な事項を定め、町、町民、滞在者等、事業者及び土地所有者が協力して清潔で美しいまちづくりを推進し、もって、良好な生活環境を確保することを目的とする。

第2条は、定義でございます。

この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

第1号、町民、町内に住所を有する者をいう。

第2号、滞在者等、観光旅行者その他の滞在者及び町内を通過する者をいう。

第3号、事業者、事業活動を行う者をいう。

第4号、土地所有者、土地を所有し、占有し、または管理する者をいう。

第5号、ごみ、事業または家庭から出る一般廃棄物等をいう。

第6号、再生資源、廃家電製品、空き缶、空き瓶、ペットボトル等の資源として再生利用可能なものをいう。

第3条は、町の責務でございます。町は、羅臼町環境基本条例第3条に定める基本理念にのっとり、生活環境の保全を図るため、不法投棄の早期発見に努めなければならない。

第2項、町は、環境美化を保つため、不法投棄に対し、早期の情報入手に努めなければならない。

第3項、町は、不法投棄と認められる事実を発見した場合は、関係機関と連携を図り、迅速かつ適切に対応しなければならない。

第4項、町は、町民、滞在者等、事業者及び土地所有者（以下、町民等という）に対し、不法投棄防止に関する意識啓発を図らなければならない。

第5項、町は、清掃活動または不法投棄防止に関する活動を行う町民等に対し、その活動を支援するよう努めなければならない。

第4条は、町民、滞在者等及び土地所有者の責務でございます。町民及び滞在者等は、環境美化活動に積極的に参加するとともに、町が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

第2項、町民及び滞在者等は、生活環境の保全のため、ごみ及び再生資源（以下、ごみ等という）の散乱防止に努めなければならない。

第3項、土地所有者は、その所有し、占有し、または管理する場所において、不法投棄をさせないよう防止に努めるとともに、不法投棄された場合には必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第5条は、事業者の責務でございます。事業者は、その事業活動により生じたごみ等の適切な処理を行い、不法投棄防止のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2項、事業者は、町が実施する不法投棄防止に関する施策に協力しなければならない。

第6条は、ごみ等の投棄禁止でございます。何人も、みだりにごみ等を投棄し、散乱さ

せ、環境の美化に支障を来す行為をしてはならない。

第7条は、情報提供でございます。町民等は、ごみ等の不法投棄または不法投棄者を発見したときは、速やかに町長に情報提供するものとする。

第8条は、措置命令でございます。町長は、第6条の規定に違反して、ごみ等をみだりに投棄した者に対し、原状回復を命ずることができる。

第2項、町長は町民等からの不法投棄の情報提供があつた場合、速やかに関係機関と連携を図り、迅速かつ適切に措置しなければならない。

第9条は、立入調査でございます。町長は、ごみ等の不法投棄がされたと認められる土地または建物に立入調査をすることができる。

第2項、前項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第10条は、関係機関との連携でございます。この条例の実施に当たっては、必要に応じて関係機関と連携を図るものとする。

第11条は、罰則でございます。第8条第1項に規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

第12条は、委任でございます。この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附則といたしまして、施行期日、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第14号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第14号羅臼町不法投棄防止条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第3 議案第14号羅臼町不法投棄防止条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第15号 羅臼町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について

○議長（村山修一君） 日程第4 議案第15号羅臼町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（川端達也君） 議案69ページをお開きください。議案第15号羅臼町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について。

羅臼町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものでございます。

70ページをお願いいたします。

羅臼町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例。

羅臼町中小企業振興資金融資条例の一部を次のように改正するものでございます。

改正内容につきまして、御説明いたします。

中小企業振興資金融資事業につきましては、町内の中小企業の育成と経営の合理化を促進し、企業の振興発展を目的に、町内の各金融機関を通して、運転資金と設備資金の合計額1,000万円を限度額として融資するものですが、現条文では、運転資金と設備資金がそれぞれに1,000万円を借り入れ可能ととれる表記となっておりますので、より具体的な表現に条文を整理するものであり、事業内容が変わるものではございません。

改正条文につきましては、第5条中「次のとおり」を「次のとおりとし、一借受者の運転資金及び設備資金の合計額は1,000万円を限度」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第15号羅臼町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第4 議案第15号羅臼町中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第17号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長（村山修一君） 日程第5 議案第17号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田洋二君） 議案の72ページをお願いいたします。議案第17号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてであります。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を次のように変更する。

変更理由であります。組織団体である上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合が平成26年3月31日付で解散、脱退することから、規約の一部を変更するものでありまして、地方自治法の規定により組合組織団体の協議が必要なことから、議会の議決を求めるものであります。

改正条文であります。別表（上川）の項中「上川中部消防組合」を削り、同表（胆振）の項中「伊達・壮瞥学校給食組合」を削る。

附則といたしまして、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第17号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第17号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第5 議案第17号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第18号 標津町羅臼町障害程度区分認定審査会規約の一部
変更に関する協議について

○議長（村山修一君） 日程第6 議案第18号標津町羅臼町障害程度区分認定審査会規約の一部変更に関する協議についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（対馬憲仁君） 議案の73ページをお願いいたします。議案第18号標津町羅臼町障害程度区分認定審査会規約の一部変更に関する協議について。

標津町羅臼町障害程度区分認定審査会規約の一部を変更するため、地方自治法第252条の7の規定により議会の議決を求める。

障害程度区分認定審査会規約の一部を変更する規約。

障害程度区分認定審査会規約の一部を次のように変更する。

改正の趣旨でございますが、障害者自立支援法が改正となり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の平成26年度施行分の中で、障害程度区分を障害支援区分に改め、その定義を障害者等の障害の多様な特性、その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして、厚生省令で定める区分とされたことから、標津町と共同設置して運営しております標津町羅臼町障害程度区分認定審査会規約の文言整理を行うものでございます。

改正条文でございます。

題名中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

第1条及び第2条中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める。

附則といたしまして、この規約は平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第18号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第18号標津町羅臼町障害程度区分認定審査会規約の一部変更に関する協議については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第18号標津町羅臼町障害程度区分認定審査会規約の一部変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 発議第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

○議長（村山修一君） 日程第7 発議第1号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤晶君。

○8番（佐藤 晶君） 発議第1号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成26年3月14日提出。羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員佐藤晶。賛成者、羅臼町議会議員高島讓二、同じく高村和史、同じく湊屋稔。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書。

わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業が行われているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においては、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について何ら具体的な措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎年120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

記。

1、ウイルス性肝硬変・肝がんを含む全ての肝炎医療に係る医療費助成制度を創設すること。

2、ウイルス性肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた障害者認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年3月14日、北海道羅臼町議会議長村山修一。

よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第1号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 発議第1号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において、政府関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第8 発議第2号 将来にわたり医療提供体制を守ることを求める意見書

○議長（村山修一君） 日程第8 発議第2号将来にわたり医療提供体制を守ることを求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小野哲也君。

○5番（小野哲也君） 発議第2号将来にわたり医療提供体制を守ることを求める意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成26年3月14日提出。羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員小野哲也。賛成者、羅臼町議会議員佐藤晶、同じく高村和史。

将来にわたり医療提供体制を守ることを求める意見書。

本道においては、人口の減少や少子高齢化が急速に進行する中、長引く経済状況の低迷なども相まって、国民皆保険制度のもと、いつでも、どこでも、誰でも公平に受けることができる医療提供体制の確保が強く求められている。

こうした中、政府の成長戦略の柱の一つとして、大幅な規制緩和等による経済対策が進められており、医療分野についても保険外併用療養費の拡充等の議論が行われているが、過度な規制緩和が進むことで、国民が受けることができる医療水準に所得によって格差が生ずることや、介護等の自己負担や地域負担が増すなどを不安視する声もある。また、社会保険診療に係る消費税は非課税であり、当該診療に係る仕入税額控除ができないことから、本年4月以降に予定されている消費税の増税により負担が増加し、財政基盤の弱い医療機関では経営破綻のおそれもあるため、政府の推進する地域医療の充実等への深刻な影響が懸念されていることから、適切な対応が求められている。

よって、国においては、将来にわたり医療提供制度を守るため、次の事項について実

施するよう強く要望する。

記。

1、国民皆保険制度を恒久的に堅持し、公的な医療給付範囲を維持するとともに、いわゆる混合診療の全面解禁や医療機関経営への営利企業の参入等の過度な規制緩和は行わないこと。

2、社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を見直し、仕入税額控除が可能な制度に改めるなど、医療の消費税の問題の抜本的な解決を図ること。

3、国民に必要なかつ十分な医療を提供するための財源を確保し、国民の生命・健康への影響をもたらす患者の自己負担を軽減すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成26年3月14日、北海道羅臼町議会議長村山修一。

よろしく申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで、質疑を終わります。

これから、発議第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第2号将来にわたり医療提供体制を守ることを求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第8 発議第2号将来にわたり医療提供体制を守ることを求める意見書は、原案のとおり可決されました。

本意見書は、本議会において、政府関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第9 発議第3号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書

○議長（村山修一君） 日程第9 発議第3号TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高村和史君。

○4番（高村和史君） 発議第3号TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書。

上記の議案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出する。

平成26年3月14日提出。羅臼町議会議長村山修一殿。

提出者、羅臼町議会議員高村和史。賛成者、羅臼町議会議員小野哲也、同じく佐藤晶、同じく田中良。

T P P 交渉等国際貿易交渉に係る意見書。

T P P 交渉については、本年 2 月に閣僚会合が開催されましたが、多くの分野で各国の主張の隔たりが大きく、「大筋合意」には至りませんでした。

しかしながら、4 月のオバマ大統領の訪日に向けて、米国から衆参両院の農林水産委員会における決議を逸脱した譲歩を強く迫られかねず、予断を許さない状況が続いています。

T P P は農業だけの問題ではなく、国民一人ひとりの暮らしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す問題であり、国民的議論のないまま交渉を進めることは、決して国益にかなうものではありません。

このため、多くの国民や道民、地方議会と自治体首長は、T P P 協定交渉への参加に反対・慎重な対応を強く求めてまいりました。

つきましては、T P P 交渉に係る衆参農林水産委員会決議の遵守等に関して、下記のとおり要請いたしますので、貴殿の特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記。

1、T P P 交渉に係る衆参両院農林水産委員会決議の遵守。

政府は平成 2 5 年 4 月の衆参両院農林水産委員会における決議「環太平洋パートナーシップ (T P P) 協定交渉参加に関する件について」を遵守するとともに、決議が遵守できない場合は、T P P から脱退すること。

2、すべての国際貿易交渉における重要品目等の関税維持。

E P A ・ F T A 等のすべての国際貿易交渉において、重要品目等の関税等、必要な国境措置を維持するとともに、特に日豪 E P A 交渉については、平成 1 8 年 1 2 月の衆参両院農林水産委員会における決議「日豪 E P A の交渉開始に関する件」を遵守すること。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により、提出いたします。

平成 2 6 年 3 月 1 4 日、北海道羅臼町議会議長村山修一。

以上でございます、よろしく願いいたします。

○議長 (村山修一君) 説明が終わりました。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (村山修一君) これで、質疑を終わります。

これから、発議第 3 号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

発議第 3 号 T P P 交渉等国際貿易交渉に係る意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 (村山修一君) 起立総員です。

したがって、日程第 9 発議第 3 号 T P P 交渉等国際貿易交渉に係る意見書は、原案の

とおり可決されました。

本意見書は、本議会において、政府関係機関に送付することに決定しました。

◎日程第10 各委員会閉会中の所管事務調査の件

○議長（村山修一君） 日程第10 各委員会閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各委員長から、委員会においての調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定をしました。

暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時43分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（村山修一君） お諮りします。

町長から、議案第20号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第20号を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第20号 平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算

○議長（村山修一君） 追加日程第1 議案第20号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案第20号でございます。平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成25年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,117万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億8,345万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

第2条は、繰越明許費でございます。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表 繰越明許費による。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

16款1項寄附金58万6,000円を追加し、2,501万5,000円。

18款1項繰越金2,000万円を追加し、3,090万1,000円。

19款諸収入58万6,000円を追加し、2,968万2,000円。4項雑入58万6,000円を追加し、2,874万4,000円。

歳入合計2,117万2,000円を追加し、36億8,345万5,000円。

歳出でございます。

5款農林水産業費117万2,000円を追加し、5,851万3,000円。3項水産業費117万2,000円を追加し、3,756万1,000円。

7款土木費2,000万円を追加し、1億3,217万8,000円。2項道路橋りょう費2,000万円を追加し、1億3,078万7,000円。

歳出合計2,117万2,000円を追加し、36億8,345万5,000円。

4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費、追加でございます。

5款農林水産業費3項水産業費、事業名、ウニ種苗センター災害復旧事業、金額は117万2,000円でございます。

歳出で詳細を説明したいと思いますが、今後、議決をいただいた後、3月中に発注予定でございますが、年度内の3月31日まで事業終了が見込めないために、予算を翌年度に繰り越すものでございます。そのための議決を求めるものでございます。

5ページをお願いいたします。

事項別明細書の歳入を説明いたします。

16款1項寄附金3目農林水産業費寄附金58万6,000円の追加でございます。ウニ種苗センターの災害復旧工事に伴う、漁業協同組合からの事業費の2分の1の寄附金を受けるものでございます。なお、このことにつきましては、2月17日から19日にかけての暴風雪による雪害を受けたものでございます。

18款1項1目繰越金2,000万円。前年度繰越金に2,000万円を求めてございますが、除雪経費に充当するものでございます。

19款諸収入4項3目雑入58万6,000円の追加でございます。ウニ種苗センターの災害に対して共済金を受けるものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

5款農林水産業費3項水産業費2目水産業振興費117万2,000円の追加でございます。ウニ種苗センターの災害復旧工事でございます。2月17日から19日の暴風雪により被害を受けたものでございます。屋根に取りつけてございます大型換気口4基のうち2基が破損いたしたところでございまして、それに伴い屋根にも被害があったということでございます。その復旧経費として117万2,000円を追加するものでございまして、現在、応急措置を施しているところでございます。

7款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費2,000万円の追加でございます。除雪費の委託料でございますが、先般、3月7日開会の議会におきまして、2,000万円の追加補正の議決をいただいたところでございますけれども、2月17日から19日、3月6日から3月7日の二度にわたる暴風雪によりまして、公共施設の被害、あるいは国道の通行どめを伴う雪害に見舞われたところでございます。今後、年度末まで町道等の除排雪費用に不足が生じますことから、このたび、さらに2,000万円の追加補正をお願いするところでございます。なお、除雪委託料につきましては、当初予算4,500万円、3月7日補正2,000万円、このたびの追加2,000万円いたしますと、合計で8,500万円の費用となるものでございます。ちなみに、昨年の除雪実績経費9,462万3,143円となったものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第20号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第20号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案どおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、追加日程第1 議案第20号平成25年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎閉 会 宣 告

○議長（村山修一君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして、平成26年第1回羅臼町議会定例会を閉会します。

長時間にわたりまして熱心に御審議をいただきまして、ありがとうございました。

午前10時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員